

目 次

○第1号（4月23日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
町長挨拶	3
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	3
日程第 2 会期の決定	4
日程第 3 承認第2号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて	4
日程第 4 承認第3号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて	6
日程第 5 予算決算常任委員会の委員の辞任について	8
日程第 6 議会広報常任委員会の委員の辞任について	10
日程第 7 予算決算常任委員会の委員の選任について	11
日程第 8 議会広報常任委員会の委員の選任について	12
町長挨拶	13
閉 会	14

平成26年第1回吉岡町議会臨時会会議録第1号

平成26年4月23日（水曜日）

議事日程 第1号

平成26年4月23日（水曜日）午後1時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 承認第 2号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求め
ることについて

(提案・質疑・討論・表決)

日程第 4 承認第 3号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告
と承認を求めることについて

(提案・質疑・討論・表決)

日程第 5 予算決算常任委員会の委員の辞任について

日程第 6 議会広報常任委員会の委員の辞任について

日程第 7 予算決算常任委員会の委員の選任について

日程第 8 議会広報常任委員会の委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	飯島衛君	2番	金谷重男君
3番	岩崎信幸君	4番	平形薫君
5番	山畑祐男君	6番	栗田俊彦君
7番	宇都宮敬三君	8番	馬場周二君
9番	石倉實君	10番	小池春雄君
11番	岸祐次君	12番	小林一喜君
13番	神宮隆君	14番	齋木輝彦君
15番	南雲吉雄君	16番	近藤保君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	森田潔君
財務課長	小渕莊作君	町民生活課長	大井力君
健康福祉課長	福田文男君	産業建設課長	富岡輝明君
会計課長	守田肇君	上下水道課長	南雲尚雄君
教育委員会事務局長	大澤弘幸君		

事務局職員出席者

事務局長 大井隆雄 主任 青木史枝

議 長（近藤 保君） 皆さん、こんにちは。

平成26年第1回吉岡町議会臨時会の開会に先立ち、町長より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

石関町長。

町長挨拶

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 皆さん、こんにちは。

臨時議会開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

入学式には満開だった桜も終わり、季節は若葉がまぶしい新緑の季節へと移り変わっています。新年度がスタートし、早くも3週間余りがたちました。

各種事業が順調に軌道に乗り円滑に推進できるよう、気を引き締めてしっかりと臨んでいきたいと思っております。

さて、本臨時会には、報告2件を上程させていただきました。どうかよろしくお願い申し上げます。

皆様方のご理解とご協力をお願いいたしまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

大変お世話になります。

開会・開議

午後1時01分開会・開議

議 長（近藤 保君） ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより平成26年第1回吉岡町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ち、この際、諸般の報告をいたします。

お手元に配付してある書面のとおりでございますので、これをもって諸般の報告といたします。

議事日程第1号により、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（近藤 保君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において7番宇都宮敬三議員、8番馬場周二議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（近藤 保君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。

日程第3 承認第2号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

議長（近藤 保君） 日程第3、承認第2号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、4月1日から施行されました。吉岡町税条例の一部を速やかに改正する必要が生じました。特に緊急を要するため議会が招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付をもって専決処分をさせていただきました。このため、同条第3項により報告し、ご承認を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては財務課長をして説明させますので、よろしく審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 小淵財務課長。

〔財務課長 小淵 莊作君発言〕

財務課長（小淵 莊作君） それでは、補足説明をさせていただきます。

平成26年度の税制改正に伴い、地方税法の一部を改正する法律は平成26年3月20日に議決となり、3月31日に公布されました。これに伴う所要の改正を行う必要が生じたものでございます。

それでは、吉岡町税条例の一部を改正する条例について、新旧対照表で説明させていた

だきます。

新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。

右側の旧が現行、左側の新が改正案ということでお願いするものでございます。

右側、旧の第57条中の下線のあるところでございますが、これは地方税法第348条第2項の改正に伴う号ずれの整備でございます。小規模保育事業、認定こども園の用に供する固定資産が追加されたことによる号ずれでございます。

次の第59条においても、第57条と同じでございます。

それでは、2ページをごらんいただきたいと思います。

附則の第6条及び5ページの第6条の2については削除でございます。

続きまして、9ページをごらんください。

第8条でございます。これは、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について、適用期限が3年間延長されるものでございます。

次の10ページをごらんください。

第10条の3第8項の次に第9項を新設するものでございます。これは、耐震改修の行われた耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき手続の規定整備でございます。

11ページをごらんください。

第17条の2でございます。これは、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の適用期限を3年間延長するものでございます。

次に、12ページをごらんください。

第21条第1項でございます。これは、特例民法法人から一般社団法人・財団法人に移行した法人に係る経過措置の一部廃止に伴う改正の規定整備でございます。

13ページをごらんください。

第21条第2項でございます。これは、第1項と同じく経過措置の一部廃止による削除でございます。

第21条の2でございます。これは、特例民法法人から一般社団法人・財団法人に移行した法人に係る経過措置の見直しによる項ずれの規定整備によるものでございます。

次に、本文の1ページをごらんいただきたいと思います。

本文の1ページ、下の5行目からでございますけれども、附則でございますが、第1条としまして施行期日でございますけれども、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

4ページをごらんください。

第2条につきましては町民税に関する経過措置、第3条は固定資産税に関する経過措置でございます。

以上、雑駁な説明でございますけれども、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議 長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第2号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決めます。

議 長（近藤 保君） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

承認第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり可決されました。

日程第4 承認第3号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分 の報告と承認を求めることについて

議 長（近藤 保君） 日程第4、承認第3号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

承認第3号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、提案の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び軽減判定所得の基準を拡充した法律が公布され、施行期日が平成26年4月1日であることから、本条例の一部を速やかに改正する必要が生じたため専決処分をし、その報告と承認を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） それでは、説明させていただきます。

この承認第3号も地方税法の一部を改正する法律に伴い、本条例の改正が生じたものでございます。

今回の改正内容につきましては、国民健康保険税の後期高齢者医療支援金等に係る部分、介護納付金の課税限度額をそれぞれ2万円引き上げ、基礎課税分を合わせると、今までの77万円から81万円に引き上げ、高所得者の負担を求め、また軽減措置の5割軽減及び2割軽減の対象世帯の拡大をすることとし、国民健康保険税の被保険者間の保険税負担の公平と確保及び中低所得者層の保険税の負担の軽減を図るものでございます。

それでは、吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

右側の旧が現行、左側の新が改正案ということでお願いするものでございます。

右側、旧の第2条第3項中の下線「14万円」及び次ページの第23条第1項中の下線「14万円」を、1ページの左側、新の第2条第3項中の下線「16万円」及び次ページの第23条第1項中の下線「16万円」に改め、後期高齢者支援金等課税額を2万円引き上げるものです。

次に、1ページに戻りまして、右側、旧の第2条第4項中の下線「12万円」及び次ページから3ページにかけて、第23条第1項の下線「12万円」を、左側、新の第2条第4項中の下線「14万円」及び2、3ページの第23条第1項の下線「14万円」に改め、介護納付金課税額を2万円引き上げるものでございます。

続いて2ページ、旧の18条第1項中の下線「第24条の37第1項」を、新の同項中の下線「第24条の36」に改めます。これは条ずれによる整備でございます。

3ページをお願いいたします。

旧の第23条第2項中の下線「(当該納税者を除く。)」を新では削り、5割軽減の基準を当該納税者分も含めまして、24万5,000円拡大するものでございます。

また、旧の同項第3号中の下線「35万円」を、左側、新の下線「45万円」に改め、2割軽減の基準を10万円拡大するものでございます。

議案書を見開きください。

下段に附則としまして、「1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。2 この条例による改正後の吉岡町国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。」であります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長(近藤 保君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(近藤 保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(近藤 保君) 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(近藤 保君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。

承認第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(近藤 保君) 異議なしと認めます。

よって、承認第3号は原案のとおり可決されました。

日程第5 予算決算常任委員会の委員の辞任について

議長（近藤 保君） 日程第5、予算決算常任委員会の委員の辞任についてを議題とします。

このことは皆さんがご承知のとおり、吉岡町議会委員会条例運用規程を公布する際、その運用規程第2条の第4号すなわち予算決算常任委員会と第5号広報委員会の常任委員会は、今回のみ、おおむね任期1年で辞任することの申し合わせにのっとり行うものです。

ここで休憩をとりますので、予算決算常任委員会の7人の委員は、委員会室において直ちに委員会を開いてください。

委員外の方は、控室等でお待ちください。

これより休憩とします。

午後1時17分休憩

午後1時23分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

本日ただいま、予算決算常任委員会の委員の7人全員が平成26年4月30日をもって辞任する旨、届け出が提出され、受理されました。

その辞任願の写しを、今、青木書記に配付させます。

〔書記 青木史枝君予算決算常任委員の辞任願配付〕

議長（近藤 保君） このことは、予算決算常任委員の自己に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定によって、予算決算常任委員7人全員は除斥対象となりますので、退場を求めます。

〔予算決算常任委員7名全員の除斥 議場外退席〕

〔書記 青木史枝君施錠確認〕

議長（近藤 保君） 事務局長に、ただいま提出された予算決算常任委員の辞職願を朗読させます。

〔事務局長 大井隆雄君発言〕

事務局長（大井隆雄君） 朗読いたします。

平成26年4月23日。

吉岡町議会議長、近藤 保様。

吉岡町議会予算決算常任委員会、委員山畑祐男、委員南雲吉雄、委員神宮 隆、委員小池春雄、委員宇都宮敬三、委員平形 薫、委員岩崎信幸。

辞任願。

平成25年4月9日公布の吉岡町議会委員会条例運用規程（平成25年吉岡町議会規程第1号）の附則にある経過措置に係る申し合わせ事項にのっとり、予算決算常任委員会の委員を平成26年4月30日付で辞任したいので、許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

議長（近藤 保君） 朗読が終わりました。

本件辞任願の申し出のとおり、予算決算常任委員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員全員の辞任を許可することに決定しました。

〔書記 青木史枝君開錠〕

〔予算決算常任委員7名全員 議場へ入場〕

議長（近藤 保君） ただいま除斥された7人の皆さんに申し上げます。

予算決算常任委員会委員辞任の件は、ただいま許可されましたので告知します。

日程第6 議会広報常任委員会の委員の辞任について

議長（近藤 保君） 日程第6、議会広報常任委員会の委員の辞任についてを議題とします。

これも同じく、日程第5で説明した申し合わせ事項にのっとり行うものです。

ここで休憩をとりますので、議会広報常任委員会の7人の委員は、全員協議会室において委員会を開いてください。

委員外の方は、控室でお待ちください。

ただいまより休憩とします。

午後1時27分休憩

午後1時31分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

本日ただいま、議会広報常任委員会委員の7人全員が平成26年4月30日をもって辞任する旨、届け出が提出され、受理されました。

その辞任願の写しを、今、青木書記に配付させます。

〔書記 青木史枝君議会広報常任委員の辞任願配付〕

議長（近藤 保君） このことは、議会広報常任委員の自己に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定によって、議会広報常任委員全員は除斥対象となりますので、退場を求めます。

〔議会広報常任委員7名全員の除斥 議場外退席〕

〔書記 青木史枝君施錠確認〕

議長（近藤 保君） 事務局長に、ただいま提出された議会広報常任委員の辞職願を朗読させま

す。

〔事務局長 大井隆雄君発言〕

事務局長（大井隆雄君） 朗読いたします。

平成26年4月23日。

吉岡町議会議長、近藤 保様。

吉岡町議会議会広報常任委員会、委員石倉 實、委員馬場周二、委員栗田俊彦、委員山畑祐男、委員平形 薫、委員金谷重男、委員飯島 衛。

辞任願。

平成25年4月9日公布の吉岡町議会委員会条例運用規程（平成25年吉岡町議会規程第1号）の附則にある経過措置に係る申し合わせ事項にのっとり、議会広報常任委員会の委員を平成26年4月30日付で辞任したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

議長（近藤 保君） 朗読が終わりました。

本件辞任願の申し出のとおり、議会広報常任委員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会全員の辞任を許可することに決定しました。

〔書記 青木史枝君開錠〕

〔議会広報常任委員7名全員 議場へ入場〕

議長（近藤 保君） ただいま除斥されていた7人の皆さんに申し上げます。

議会広報常任委員の辞職の件は、ただいま許可されましたので告知します。

日程第7 予算決算常任委員会の委員の選任について

議長（近藤 保君） 日程第7、予算決算常任委員会の委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、吉岡町議会委員会条例第5条第2項の規定により、予算決算常任委員7名の指名を私から行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員7人を指名いたします。

1番飯島 衛議員、6番栗田俊彦議員、8番馬場周二議員、9番石倉 實議員、11番岸 祐次議員、12番小林一喜議員、14番齋木輝彦議員。

以上、7名です。

ここで休憩をとりますので、ただいま指名しました予算決算常任委員会の7人の委員は、委員会室において正副委員長互選をしてください。互選の結果は、年長議員であります小林一喜議員にお願いします。

委員外の方は、控室でお待ちください。

ただいまより休憩といたします。

午後1時36分休憩

午後1時40分再開

〔予算決算常任委員7名全員 議場へ入場〕

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま予算決算常任委員会の正副委員長互選の結果を小林一喜議員より発表願います。

〔14番 小林一喜君登壇〕

14番（小林一喜君） それでは、発表させていただきます。

ただいま委員会室におきまして、正副委員長の人選を行いました。

まず、委員長に齋木輝彦議員、それから副委員長に石倉 實議員でございます。皆様によくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（近藤 保君） 以上のとおり、予算決算常任委員会委員長に齋木輝彦議員、副委員長に石倉 實議員に決定しました。よろしくお願いいたします。

日程第8 議会広報常任委員会の委員の選任について

議長（近藤 保君） 日程第8、議会広報常任委員会の委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、吉岡町議会委員会条例第5条第2項の規定により、議会広報常任委員7名の指名をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

それでは、議会広報常任委員会委員7名を指名いたします。

1番飯島 衛議員、2番金谷重男議員、3番岩崎信幸議員、4番平形 薫議員、5番山畑祐男議員、7番宇都宮敬三議員、8番馬場周二議員。

以上、7名です。

ここで休憩をとりますので、ただいま指名しました議会広報常任委員会の7人の委員は、

全員協議会室において正副委員長の互選をしてください。

互選結果は、年長議員であります馬場周二議員にお願いいたします。

委員外の方は、控室にてお待ちください。

これより休憩といたします。

午後1時42分休憩

午後1時45分再開

〔議会広報常任委員7名全員 議場へ入場〕

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま議会広報常任委員会正副委員長互選の結果を馬場周二議員より発表願います。

〔8番 馬場周二君登壇〕

8番（馬場周二君） それでは、発表いたしたいと思います。

今、別室におきまして、議会広報常任委員会の委員長と副委員長の選任を行いました。

委員長には平形 薫議員、それから副委員長に山畑祐男議員ということに決まりました。

よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 以上のとおり、議会広報常任委員会委員長に平形 薫議員、副委員長に山畑祐男議員に決定しました。よろしくお願いたします。

これで、本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、平成26年第1回吉岡町議会臨時会の日程を全て終了いたしました。

町長挨拶

議長（近藤 保君） 閉会の前に、町長の挨拶の申し入れを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 平成26年第1回臨時議会の閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

委員会構成の変更がありました。それぞれの委員会の充実と議員各位のますますのご活躍を期待申し上げます。

また、執行からは報告2件を上程させていただきましたが、いずれも承認をいただき、大変ありがとうございました。

ここに来て朝晩の気温の差が大変大きく、とかく体調を崩しがちですが、議員皆様のますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

閉 会

議 長（近藤 保君） 以上をもちまして、平成26年第1回吉岡町議会臨時会を閉会します。

午後1時48分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 近 藤 保

吉岡町議会議員 宇都宮 敬 三

吉岡町議会議員 馬 場 周 二